第 1 章　総則

第 1 条　（商号）

当会社は、平田機工株式会社と称し、英文では、HIRATA Corporation と表示する。

第 2 条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 生産ラインシステム、産業用ロボットその他産業用機器の製造販売

(2) 電気機器、電子機器、医療機器、福祉機器、光学機器、理化学機器その他各種機器の製造販売

(3) コンピュータシステム、ソフトウェア等の制作販売、情報処理サービスの提供

(4) 前各号に関する研究開発、コンサルティングその他各種サービスの提供

(5) 建設工事業、不動産の売買・仲介・賃貸・管理業、損害保険代理業、生命保険募集業、労働者派遣業、電気供給事業、農産物の生産加工販売、各種物品の製造販売

(6) 生物遺伝資源に関する製品開発、販売および各種サービスの提供

(7) 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条　（本店の所在地）

当会社は、本店を熊本県熊本市に置く。

第 4 条　（機関の設置）

当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第 5 条　（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章　株式

第 6 条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、111,000,000 株とする。

第 7 条　（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条　（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 9 条　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 10 条（単元未満株主の権利）

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利

(2) 剰余金の配当を受ける権利

(3) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章　株主総会

第 11 条（基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すること

ができる株主とする。

第 12 条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

第 13 条（招集権者および議長）

株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い他の取締役がこれに代わる。

第 14 条（決議要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 15 条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役および取締役会

第 17 条（取締役の員数）

当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）15 名以内を置く。

2. 当会社に監査等委員である取締役 5 名以内を置く。

第 18 条（取締役の選任）

取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第 19 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 20 条（代表取締役）

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

第 21 条（取締役会）

取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 22 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章　監査等委員会

第 23 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。

第 24 条（監査等委員会）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章　取締役および会計監査人の責任免除

第 25 条（損害賠償責任の一部免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第 7 章　計算

第 26 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 27 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第 28 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

第 29 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

4	定款	001

附則

当会社は、取締役会の決議をもって、第72回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

定款の変更経過概要

1.昭和48年11月30日	会社継続登記後名称の変更
	（平田機工商事KKとなる）
1.昭和49年8月7日	目的の一部変更
1.昭和49年8月13日	会社合併後の名称の変更
1.昭和49年9月20日	営業年度の変更に伴う一部変更
1.昭和50年4月5日	営業年度の変更に伴う一部変更
1.昭和50年8月28日	商法改正に伴う定款変更
	目的の一部修正による定款変更
	内容の整備、合理化による変更
1.昭和56年2月20日	営業年度の変更に伴う定款第23条変更
1.平成4年6月29日	目的の一部修正による定款変更
	内容の整備、合理化による変更
1.平成6年6月29日	商法改正に伴う一部変更
1.平成8年6月27日	目的の一部修正による定款変更
1.平成9年6月26日	公告、基準日、取締役員数に関する変更
1.平成14年6月27日	商法改正に伴う一部変更
1.平成15年6月27日	商法改正に伴う一部変更
1.平成16年6月29日	目的の一部削除および新設による変更
	補欠監査役の選任決議を明確にするための変更
1.平成18年6月27日	会社法施行に伴う変更等
1.平成19年6月27日	目的の一部修正、追加
	証券保管振替制度加入に伴う変更
1.平成21年6月24日	株券電子化に伴う変更
1.平成24年6月27日	目的の一部修正、追加
1.平成26年6月26日	目的の整理、統合および追加、取締役の員数の変更
1.平成27年6月24日	買収防衛策導入および会社法改正に伴う変更
1.平成28年6月23日	本店所在地の変更
1.平成30年6月26日	買収防衛策廃止に伴う変更
1.令和元年6月25日	取締役任期の変更、剰余金の配当等の決定機関変更
1.令和4年6月24日	会社法改正に伴う変更
1.令和5年6月23日	監査等委員会設置会社移行に伴う変更
1.令和6年6月25日	目的の新設による変更
1. 令和7年4月1日	株式分割に伴う変更